官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（六八）　一
○旅券法の一部を改正する法律（六九）　一
○食品表示法（七〇）　一
○いじめ防止対策推進法（七一）　一

〔政令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一九四）　二
○金融庁組織令の一部を改正する政令（一九五）　二
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（一九六）　二
○経済産業省組織令の一部を改正する政令（一九七）　二
○産業構造審議会令の一部を改正する政令（一九八）　二
○総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令（一九九）　二
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二〇〇）　二
○福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令（二〇一）　二
○福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（二〇二）　二
○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇三）　二
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇四）　二
○中小企業政策審議会令の一部を改正する政令（二〇五）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（二〇六）　二
○薬事法施行令の一部を改正する政令（二〇七）　二
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二〇八）　二
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇九）　二
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二一〇）　二

〔府令〕
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四一）　二
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務七〇）　二
○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務一）　二
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八五）　二
○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同八六）　二
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同八七）　二
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八八）　二
○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五二）　二
○森林法施行規則の一部を改正する省令（同五三）　二
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（経済産業三一）　二
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　二
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　二
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同五三）　二
○海事代理士法施行規則の一部を改正する省令（同五四）　二
○指定海上防災機関に関する省令（同五五）　二
○船舶安全法施行規則の一部を改正する省令（同五六）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（同五七）　二
○船舶設備規程の一部を改正する省令（同五八）　二

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千九十三号（ソマリアの制裁対象者の指定基準の更新等に関する決議）に関する件（外務二二四）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二一三～二一五）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同二一六）　二
○薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件（厚生労働二一七、二一八）　二
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（同二一九）　二
○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同二二〇）　二

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（経過措置）

2　平成二十六年度における改正後の第二十五条の二第一項の一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十四条第一項及び第六項に規定する特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く。）に係る改正後の第三十条の二において読み替えて準用する改正後の第二十九条第一項に規定する国庫補助対象額算定率についての同条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度の十月一日前一年間」とあるのは、「当該年度」とする。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百二十三号を第百二十四号とし、第百九号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九　ペルツズマブ及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四　クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の次に次の一号を加える。

六の二　クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三　テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五の次に次の一号を加える。

二十四の六　ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)を(170)とし、(106)から(168)までを(107)から(169)までとし、(105)の次に次のように加える。

(106)　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（―R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（―R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（―S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（EZ）―（―RS・三SR）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（―S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物（二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（Z）―（―R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九％以上を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（―R・三R）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇％以下を含有し、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（EZ）―（―RS・三SR）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一％以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―（メトキシメチル）ベンジル＝（E）―（―S・三S）―三―（二―シアノプロパ―一―エニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二％以下を含有するものに限る。）並びにこれを含有する製剤

第二条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　二―（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジエチルアミノ）エタノール〇・七％以下を含有するものを除く。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3　前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、同法附則第九十八条及び第百五十三条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の三第一項並びに附則第九条の四の二第一項から第三項まで、第九条の四の三第一項及び第五項、第九条の四の四並びに第九条の四の六第一項及び第二項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に改め、「合算した数」の下に「から当該年度において法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数」を加える。

第十四条の五の次に次の八条を加える。

（法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間）

第十四条の六　法附則第九条の四の二第一項に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一　法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

二　平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

三　平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

（法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令）

第十四条の七　法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一　法

二　厚生年金保険法

三　国家公務員共済組合法

四　地方公務員等共済組合法

五　私立学校教職員共済法

六　平成十三年統合法（平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四条の十一第六号、第十四条の十二第二項第六号及び第十四条の十三第二項第六号において同じ。）

七　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）

（法附則第九条の四の二第三項の政令で定める規定）

第十四条の八　法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項とする。

（法附則第九条の四の三第一項の政令で定める額）

第十四条の九　法附則第九条の四の三第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料（以下「特定保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成十七年度	○・○八二
平成十八年度	○・○六四
平成十九年度	○・○四八
平成二十年度	○・○三三
平成二十一年度	○・○二一
平成二十二年度	○・○○九